小型捕獲檻貸出し申請書

　　　　　　　　 申請日　　令和　　年　　月　　日

池田町長　杉　本　博　文　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　池田町

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者　　区長

小型捕獲檻の貸出しについて、下記の条件を確認の上、申請します。

　　　（貸出し条件）

　　　　　　貸受地区（以下「地区」という。）は、貸出された捕獲檻の事故防止に細心の注意を払い、

　　　　　維持管理を行うものとする。

　　　①　　地区は、捕獲檻を盗難・紛失しないよう保管場所を定め、町に報告する。

　 　 ② 　 地区は、２名の捕獲協力員を選出し町に報告する。捕獲協力員の業務は下記のとおりとする。

　 　 　（ア） 貸出し中の捕獲檻の保管・管理及び、町・駆除隊員との連絡調整業務。

　　 （イ） 捕獲中は、駆除隊員の指導に従い、捕獲檻の監視及び維持管理業務。

（ウ） 対象を捕獲時、速やかに町および駆除隊員に連絡し、指示に従い捕殺し埋葬する。処理後は、

　　　　　　檻を綺麗に洗浄し保管する。

③　　捕獲檻の仕掛のセットは、町より任命されている駆除隊員のみが実施できるので、駆除隊員の

指示無く捕獲行為を行ってはならない。また、町の許可なく改造してはならない。

　　　④　　捕獲檻の設置は、申請地区内とする。

⑤　　地区は、捕獲檻の維持管理、運搬、エサ、埋葬等に係る経費を負担する。

　　　⑥　　捕獲檻の破損等および盗難・紛失した場合は、地区が弁償する。ただし、災害等による場合

　は、町と協議し判断する。

⑦　　小型捕獲檻が関わる事故等が発生した時は、町と地区が協議し対応処理する。

　　⑧　　貸出し期間は、原則として申請受理日から３ヶ月とする。なお、希望がある場合は、

期限が過ぎても貸出しを延長することが出来る。

　　　（捕獲中の注意事項）

・中獣類は、人に伝染する病気を持っている可能性があるため、絶対に素手で触れないで下さい。

・誤って捕獲対象以外の動物が捕獲された場合は、速やかに放獣して下さい。

・捕獲檻の仕掛セットは駆除隊員しか行えないため、必ず駆除隊員の指示に従い捕獲を実施して下さい。

　 　（報告事項）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 地区名 |  | 区長名： | 住所： | 連絡先 ４４－ |
| 駆除活動協力員 | | 氏　名： | 住所： | 連絡先 ４４－ |
| 氏　名： | 住所： | 連絡先 ４４－ |
| 保　管　場　所 | |  | | |